

# 大井町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成23年3月策定

## 1 現状

### (1)職員数、平均年齢、平均給与等の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	公務員				民間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
大井町	歳	5人	281,131円	313,300円	—	—歳	—円	—
うち訪問介護員	※歳	2人	※円	※円	—	—歳	—円	—
うち学校給食員	※歳	2人	※円	※円	調理師	歳	円	※
うち用務員	※歳	1人	※円	※円	用務員	歳	円	※

備考 1 「平均給与月額」とは、給料月額(基本給)と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであります。

2 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータ(平成18年～平成20年の3ヵ年の平均)です。

3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

4 対象となる職員数が1人または2人の場合、個人情報保護の観点から「※」としています。

### (2)年齢別職員数

(平成21年4月1日現在)

区分	40歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
訪問介護員						2人		3人
学校給食員				1人		1人		2人
用務員					1人			1人

### (3)その他給与に関する事項

#### ① 給料表

大井町現業職員の給与に関する規則 別表第1 適用

#### ② 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

#### ③ 昇給の基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職の職員については退職者不補充としており、新規採用は行っておりません。

給与については、国や県における同じ職種に従事する職員の給与等を考慮し、より適正な給与制度の運用に、引き続き取り組んでいきます。

## 3 具体的な取り組み内容

今後3年間で4名が定年退職を迎えますが、引き続き退職者不補充を継続し、原則、新規採用を行いません。よって、従来から行っている訪問介護業務、給食調理業務及び学校用務員業務について、非常勤・臨時職員での対応とするのか、民間委託を行うのか等、それぞれの業務のあり方、運営形態の検討を進めていきます。